

新法律トラブルを 斬る

回答
安藤有理
弁護士



この点について、裁判所の判断の中には、敷引特約を「消費者の利益を一方的に害する条項の無効」（消費者契約法十条）を根拠として、全部または一部を無効とするものが出されるようになります。

今回の事例のように敷金が家賃の五ヵ月分の三十五万円と比較的高額であり、また敷金全体のときは気付かなかったのですが、「三十五万円の敷金のうち三十万円は、賃料の滞納や家屋の破損が無くとも賃貸借契約の終了に伴い大家さんは返金しない」という内容の特約が付いていました。最近、賃貸借契約の終了期日がきたので期日までに家をきれいにして明け渡しをしました。私は賃料を滞納したこともなく、また借りた一軒家に壊れたところはなく、ほぼ借りた当時の状態で明け渡しをしました。しかし、大家さんからは上記特約を根拠に五万円しか返さないといふことを言わされました。

今回の事例の結論としては、敷引特約は無効となり、その結果、通常の敷金として借り主さんに家賃の滞納や家屋の破損がない限りは、家屋の明渡後に敷金額を返還してもらうことができます。

ただ、注意していただきたいことは、事案によって結論が変わることもあり、常に敷引特約イコール全部無効ということではないということです。

別の裁判所では、敷引された金額のうち敷金全体から見て25%に相当する金額の敷引は有効という判断もなされているようですね、反対に大家さんとしては、このようなトラブルを避け弁護士に相談してください。

そのためにも、賃貸借契約終了時に今後のためにも、一時金が必要となる場合には契約締結の際に礼金や権利金、保証金などの名目を付けて敷金とは区別し、家屋の明渡時に返還しないことを契約書上で決めておく必要があります。

Q 数年前、月額七万円、敷金三十五万円、礼金なしで一軒家を賃借しました。そのときは気付かなかったのですが、「三十五万円の敷金のうち三十万円は、賃料の滞納や家屋の破損が無くとも賃貸借契約の終了に伴い大家さんは返金しない」という内容の特約が付いていました。最近、賃貸借契約の終了期日がきたので期日までに家をきれいにして明け渡しをしました。私は賃料を滞納したことなく、また借りた一軒家に壊れたところはなく、ほぼ借りた当時の状態で明け渡しをしました。しかし、大家さんからは上記特約を根拠に五万円しか返さないといふことを言わされました。

A この事例のように、賃借契約を結ぶ際に差し入れた敷金について、賃貸借契約終了時にそのうちの一定金額または一定割合の金額を返還しない特約を敷引（しきびき）特約と呼んでおり、近時、この特約の有効性が争われるケースが出てきています。



◇島根県弁護士会法律相談センター（電話0852・21・3450、予約受付時間は平日9—12時、13—17時）